

添付文書〈立候補資格について〉

地区ガバナー並びに副地区ガバナーの立候補にあたっては、以下の規則に従って行われます。根拠となる規則については、ライオンズクラブ国際協会 国際付則第9条第4項並びに第6項です。

地区ガバナー立候補の資格

地区ガバナーの候補者は、

- (1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一地区又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 現在、所属地区の第1副地区ガバナーを務めている者でなければならない。

第1副地区ガバナー立候補の資格

第1副地区ガバナー候補者は、

- (1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 現在、所属地区の第2副地区ガバナーを務めている者でなければならない。

第2副地区ガバナー立候補の資格

第2副地区ガバナー候補者は、

- (1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (3) 第2副地区ガバナー就任の時点で、
 - (a) クラブ会長を全期又は過半の期間、そして理事会構成員として更に2年以上務め、かつ
 - (b) ゾーン・チェアパーソン又はリジョン・チェアパーソン、地区 GET・GLT・GMT・GST コーディネーター、地区 LCIF コーディネーター※ あるいはキャビネット幹事及び(又は)会計として全期又は過半の期間務めた者でなければならない。
※地区 LCIF コーディネーターは少なくとも3年の過半の期間務めていること
 - (c) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。
- (4) 地区ガバナーとして全期または過半期間務めていない。